|  |
| --- |
| №25-06　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2025（令和7）年5月2日  ***全保協ニュース***  **〔協議員情報〕**  **全　国　保　育　協　議　会**  **TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509**  **ホームページアドレス〔** [**https://www.zenhokyo.gr.jp**](https://www.zenhokyo.gr.jp) **〕** |

－今号の目次－

* こども家庭審議会（第6回）が開催される（こども家庭庁） １
* 【通知】「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について　　　　　　　　　　　　　（こども家庭庁） 2
* 処遇改善等加算に関するFAQ（よくある質問）（第1版）が公表される　　　　　　　　　　　（こども家庭庁） 3

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

* **こども家庭審議会（第6回）が開催される（こども家庭庁）**

令和7年4月25日、こども家庭審議会（第6回）が開催されました。こども家庭審議会は、内閣総理大臣又はこども家庭庁長官の諮問機関として、こども家庭庁設置法に規程されています。

この度の審議会では、内閣総理大臣の諮問事項として「保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について」が示され、今後、この諮問を受ける形で「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」の3指針・要領の改訂に向け検討会が設置され、検討が進められることとなります。

具体的な諮問内容については、下記のとおりです。

|  |
| --- |
| 〇 こども基本法等の趣旨を踏まえつつ、こどもが主体的に遊び育つことを保障する保育の在り方をどのように考えるか。  〇 乳幼児期からの切れ目のないこどもの成長を保障するため、0歳から学童期との接続までを俯瞰した保育の在り方をどのように考えるか。  〇 心身の状況や置かれた環境にかかわらず、一人一人のこどもの育ちを保障するための保育の在り方をどのように考えるか。  〇 多様なこどもや大人との関わりの中でこどもが育つための、地域に開かれた保育や子育て支援の在り方をどのように考えるか。  ○ 質の高い保育を支える職員の資質の向上等の在り方をどのように考えるか。  〇 設置者や施設類型を問わず、乳幼児期のこどものより良い育ちを保障していく共通的方策についてどのように考えるか。 |

また、「こどもまんなか実行計画2025」の素案が示され、6月に公表される「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針）までに改定が進められます。

素案のなかで、保育分野に関わる事項として、下記が示されています。

|  |
| --- |
| * 「保育政策の新たな方向性」に基づく取組の推進 * 「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進 * 特別な配慮を必要とするこどもへの支援 * 幼児教育・保育の質の向上 * 保育士・保育教諭・幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善 |

さらに素案では、前述の「保育所保育指針」および「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「幼稚園教育要領」について、こども家庭庁と文部科学省が緊密に連携し、施設類型を問わず幼児教育・保育の内容の整合性を図り、質の高い教育・保育を保障するため、これらの改訂に向けた議論を進めるとしています。

詳細は、こども家庭庁ホームページをご確認ください。

ホーム＞会議等＞こども家庭審議会＞こども家庭審議会（第6回）

<https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/3ceb48ed>

* **【通知】「児童福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（こども家庭庁）**

令和7年4月25日、保育人材の確保等に関する体制の整備および虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。

この度の改正により、保育所等の職員による虐待に関する通報が義務化されるとともに、保育人材確保等に対する体制の整備を図るため保育士・保育所支援センターの法定化が実施されます。また、国家戦略特別区域に限り認められていた3歳以上児のみを対象とした小規模保育事業について全国展開されることとなりました。改正法は、一部の規定を除き、令和7年10月1日から施行されます。

施行にあたっては、衆議院、参議院ともに付帯決議が採択されており、保育士の確保が困難な状況にある中、保育士の一層の処遇改善や保育所等の職員配置基準の更なる改善、現場の実態を踏まえた加算要件の見直し、災害時の対応の強化等が含まれています。

テキスト, アプリケーション

自動的に生成された説明

詳細は、こども家庭庁ホームページをご確認ください。

ホーム＞政策＞児童虐待防止対策＞令和7年4月に成立した改正児童福祉法について（児童虐待防止対策関係）

<https://www.cfa.go.jp/policies/jidougyakutai/Revised-Child-Welfare-Actr7>

* **処遇改善等加算に関するＦＡＱ（よくある質問）（第1版）が公表される（こども家庭庁）**

令和7年5月1日、処遇改善等加算に関するFAQ（第1版）が公表されました。このFAQは、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」（通知）において示された、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが一本化された（No.25-04既報）ことにともない、単価を基に年間の運営費額を算定する際の参考となるよう作成されたものです。対象職員や要件、賃金改善額の算出方法の分類に基づき、よくある質問に対する回答がまとめられています。

詳細は、こども家庭庁ホームページをご確認ください。

ホーム＞政策＞子ども・子育て支援制度 処遇改善等加算に関するFAQ（よくある質問）（第1版）（PDF／152KB）

<https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3a1576c7-071d-4325-8be8-edced6d12ee1/9b633dc8/20250501_policies_kokoseido_117.pdf>